

第4回延岡市農業委員会会議録

(令和2年10月28日)

1. 開催日時 令和2年10月28日(月) 午前9時30分から
2. 開催場所 本庁舎 5階 災害対策本部室
3. 出席委員 19名

出席委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	甲斐壽徳	2	井本みつよ	3	松田宗史
4	牧野博文	5	緒方武彦	6	林早苗
7	松田純二	8	大戸孝一	9	高橋正二
10	安藤重徳	11	矢野光一	12	星川千鶴代
13	貫藍	14	松下康廣	15	菊池光雄
16	花畑志良一	17	片伯部芳徳	18	原田博史
19	佐藤純子				

4. 欠席委員 なし

5. 出席 農地利用最適化推進委員 23名

出席委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	甲斐幸元	2	吉田嘉	3	久富喜良
4	梅田稔夫	5	遠田祐星	6	黒田啓睦
7	山田博敏	8	松田成歳	9	酒井渡
10	甲斐秀雄	11	横山博章	12	甲斐安太郎
13	高橋利喜哉	14	甲斐正太郎	15	甲斐詳三
16	木村俊一	17	田口誠	18	松原学
19	小野厚文	20	矢野政治	21	赤木常信
22	黒田五司	23	甲斐信良		

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第 20 号 農地法第3条 使用貸借権の設定について
 議案第 21 号 農地法第3条 賃借権の設定について
 議案第 22 号 農地法第3条 所有権の移転について
 議案第 23 号 農用地利用集積計画の決定について (利用権・市)
 議案第 24 号 農用地利用集積計画の決定について (利用権・中間管理機構)
 議案第 25 号 農地法第5条の許可申請について

- 報告第 13 号 農地法第4条の届出について
 報告第 14 号 農地法第5条の届出について
 報告第 15 号 農地法第18条第6項の通知について
 報告第 16 号 農地法第3条の3第1項の届出について

- 協議第 5 号 延岡市農業振興地域整計画変更に係る意見について
 協議第 6 号 農用地利用配分計画 (案) について
 協議第 7 号 植林に伴う農地転用の扱いについて

その他

7. 農業委員会事務局等職員

役 職	氏 名	役 職	氏 名	役 職	氏 名
局 長	楠生 修	局長補佐兼 農地係長	甲斐 啓二	農政係長	竹内 祐子
主任主事	永友 孝生	主任主事	興梠 康大	主 事	永倉 由貴
総合農政課 主任主事	鈴木 豊光	総合農政課 主任主事	市來 幸司	北方産業建設課 主 査	堀川 裕貴
北浦産業建設課 専門技師	工藤 博一	北川産業建設課 副総括主任	茂 世津代		

8. 会議の概要

事務局	定刻となりましたので、会長お願い致します。
会長	<p>皆さん、おはようございます。朝晩冷え込むようになってきましたが体調管理には十分気をつけていただきたいと思います。稲刈りが終了し、前回総会時には台風の被害がなくてよかったと話したところですが、塩害により地域によってはかなり収量が落ちているようです。自然に左右される農業の厳しさをつくづく感じたところでございます。</p> <p>それでは、ただ今から第4回延岡市定例農業委員会を開催致します。まず始めに事務局より出席確認の報告をお願い致します。</p>
事務局	<p>はい。本日は委員総数 19 名中 19 名の出席でございます。</p> <p>よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項並びに延岡市農業委員会規則第 11 条の規定による過半数に達していますので、本会が有効に成立していることを報告致します。また新型コロナウイルス対策ということで三密を避ける。マスクを着用するということが事務局からもお願いしておりますが、皆様実直に遵守していただきまして、そのことに関しましても感謝申し上げたいと思います。</p>
議長	<p>本日の議事録署名委員は、委員番号 5 番、緒方武彦委員と委員番号 16 番、花畑志良一委員のお二人をお願いしたいと思います。</p> <p>本日の予定ですが、議案第 20 号、農地法第 3 条、使用貸借権の設定についてから、議案第 25 号、農地法第 5 条の許可申請についてまで、議案 6 件、報告案件 4 件、協議案件 3 件となっています。議案書の確認をお願いいたします。</p> <p>なお、本日は総会終了後、宮崎県農業振興公社の農地中間管理事業の売買事業の説明会がありますのでよろしく願いいたします。</p> <p>審議に入る前に、お諮りしたい件がございます。本日は農業委員・農地利用最適化推進委員が 1 人の欠席もなく出席していただいておりますので丁度よい機会かと思えます。議案において、農業委員・農地利用最適化推進委員の方が農地の借り人となる場合があります。</p> <p>これまでは議案当事者が農業委員のみ、退席後の審議を行っていましたが、推進委員の場合は、同席したまま審議を行っておりまして、当事者として同席している事から、意見が言いにくい、審議がしづらいつ感じているという意見をお聞きしているところです。</p> <p>その様な意見がある事を踏まえて、今回の議案から推進委員が当事者である議案についても退席後の審議としたいのですが、いかかでしょうか。ご意見があればお願いします。</p>
高橋委員	<p>おはようございます。委員番号 9 番の高橋です。私もこの件につきましては以前から気になっていたところでございます。確かに推進委員は議決権をもっておりません。退席することで自らと関連がある案件について、活発な意見が出やすくなると考えられますので、委員と同じ条件で審議した方が良いと考えております。私は、推進委員が当事者となる案件について退席後の審議を行うことに賛成です。以上です。</p>
議長	ご意見ありがとうございます。他に意見はございませんか。
原田委員	私も賛成です。
議長	皆様賛成のようですが、大切な案件だと思いますので、ここで採決に入りたいと思います。承認される方は挙手をお願い致します。

委員	(挙手)
議長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、本日の議案から農地利用最適化推進委員が農地の借り人となる場合は、本人退席後の審議とさせていただきます。ありがとうございました。</p> <p>それでは、議案第 20 号、農地法第 3 条、使用貸借権の設定について提案致します。整理番号 1 番から 3 番について、委員番号 11 番、矢野光一委員より説明をお願いいたします。</p>
矢野委員	<p>委員番号 11 番の矢野です。整理番号 1 番についてご説明いたします。農地の所在は北川町上赤地区で畑が 2 筆で合計 945 ㎡です。農地の貸人は北川町在住の方で、借人も同じく北川町在住の 40 歳の方です。農地の契約期間は 10 年間で使用貸借の権利設定となっております。借人の経営状況は 4,801 ㎡で労力人は 4 人。申請理由は経営規模拡大となっております。借人は 10 年ほど前からこの土地でシキミを栽培しており、今後もシキミの栽培をしていく予定です。10 月 24 日に私と推進委員の赤木さん、借人の 3 人で現地調査を行いました。地域との調和要件については問題ありませんでした。借人は農業に対する意欲経験等十分であり、特に問題ないと思われまますので、皆様のご審議のほどよろしく願います。</p> <p>引き続き整理番号 2 番についてご説明いたします。農地の所在は北川町の上赤地区で畑が 1 筆の 2,374 ㎡です。貸人は緑ヶ丘在住の方で 3 年間の使用貸借権の設定となっております。借人は北川町在住の 50 歳の方で、経営状況は 5,113 ㎡で労力人は 3 人。申請理由は経営規模拡大です。この土地は 3 年前から借人がシキミを栽培しており、今後もシキミを栽培するとのことです。整理番号 3 番につきましても借人が同一人物ですので、あわせてご説明いたします。整理番号 3 番の農地の所在は北川町の下赤地区で畑が 4 筆の 1,989 ㎡です。貸人は北川町在住の方で 10 年間の使用貸借権の設定となっております。整理番号 2 番、3 番ともに地域との調和要件については問題ありませんでした。借人は農業に対する意欲、経験等十分であり特に問題ないと思われまますので、皆様のご審議のほどよろしく願います。</p>
議長	次に、判断根拠の説明を事務局よりお願い致します。
事務局	はい。それでは事務局より判断根拠をご説明致します。配布しています農地法第 3 条調査書の 1 ページから 3 ページをご覧ください。調査書の農地法第 3 条第 2 項第 1 号から第 6 号までは事前に事務局の方で調査済みで問題ありませんでした。また、第 7 号につきましては、ただ今、矢野委員から現地調査の結果報告がありましたが、地域との調和要件など問題無いとの事なので、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上でございます。
議長	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>何かございませんか。</p>
委員	異議なし。
議長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。

委員	(挙手)
議長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。続きまして、議案第21号、農地法第3条、賃借権の設定について提案致します。はじめに整理番号1番ですが、この案件につきましては、山田博敏農地利用最適化推進委員と関連がございますので、山田推進委員の退席後の審議といたします。山田推進委員の退席をお願いいたします。</p> <p>(山田推進委員退席)</p> <p>それでは、整理番号1番につきまして、私の方でご説明いたします。</p> <p>農地の所在は大貫町で畑3筆の1,849㎡です。貸人は大貫町在住の方で借人も大貫町在住の67歳の男性です。10月23日に現地調査を行いました。畑の周囲は住宅地となっているため、騒音や薬剤散布の際は十分に注意して行うようお願いしております。地域との調和要件につきましても何ら問題ないと判断しましたので、皆様のご審議をよろしく願います。</p> <p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。</p>
委員	異議なし。
議長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。
委員	(挙手)
議長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので承認致します。山田推進委員の入室をお願いします。</p> <p>(山田推進委員入室)</p> <p>次に、整理番号2番について、委員番号2番、井本みつよ委員より説明をお願いいたします。</p>
井本委員	<p>おはようございます。委員番号2番の井本です。整理番号2番についてご説明いたします。農地の所在は北川町の瀬口地区で畑が3筆の2,900㎡です。貸人、借人ともに北川町在住の方で、申請理由は経営規模拡大です。労力人は4人です。10月24日に私と矢野推進委員、借人の3人で現地調査を実施しました。借人は数年前から今回の申請地で切り花の栽培をしており、営農への支障はございません。特に問題ないと思いますので皆様のご審議をよろしく願います。</p>
議長	次に、整理番号3番から8番について、委員番号8番、大戸孝一委員より説明をお願いいたします。
大戸委員	<p>委員番号8番の大戸です。整理番号3番から8番につきましては借人が同一人物のため、まとめてご説明いたします。農地の所在は北浦町でそれぞれ畑は1筆ずつの計6筆。合計5,215㎡です。契約期間は整理番号3番については3年間で、その他5件につきましては5年間の賃借権の設定となっております。10月24日に松原推進委員と借人で現地調査を行いました。借人は北浦町在住の71歳の方で農地法上の申請は初めてとなりますが、</p>

議 長	<p>6年前よりネギの栽培を行っておりました。今回の申請地でこれまでも耕作を行っており、地域との調和要件等問題なく、特に問題ないと思われまますので、皆様のご審議をお願いいたします。</p> <p>最後に、整理番号9番について、委員番号11番、矢野光一委員より説明をお願いいたします。</p>
矢野委員	<p>委員番号8番の矢野です。整理番号9番についてご説明いたします。農地の所在は北川町の上赤地区で畑が2筆の合計1,957㎡です。貸人は北川町在住の方で、借人は40歳の北川町在住の方です。10年間の賃借権の設定となっており、借人の経営状況は4,801㎡で労力人は4人。申請理由は経営規模拡大です。借人は10年ほど今回の申請地でシキミを栽培しており、権利設定後もシキミを栽培する予定となっています。10月24日に現地調査を実施し、地域との調和要件につきましては、問題ありませんでした。借人は農業に対する意欲、経験等十分であり、特に問題ないと思われまますので、皆様のご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>次に、判断根拠の説明を事務局よりお願い致します。</p>
事 務 局	<p>はい。それでは事務局より判断根拠をご説明致します。配布しています農地法第3条調査書の4ページから12ページをご覧ください。調査書の農地法第3条第2項第1号から第6号までは事前に事務局の方で調査済みで問題ありませんでした。また、第7号につきましては、ただ今、各委員から現地調査の結果報告がありましたが、地域との調和要件など問題無いとの事なので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上でございます。</p>
議 長	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>何かございませんか。</p>
委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。</p>
委 員	<p>(挙手)</p>
議 長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。</p> <p>続きまして議案第22号、農地法第3条、所有権の移転について提案致します。整理番号1番につきまして、山田博敏農地利用最適化推進委員より説明をお願いいたします。</p> <p>おはようございます。推進委員の山田です。整理番号1番についてご説明いたします。農地の所在は野地町で田が2筆の1,027㎡です。譲渡人は野地町在住の方で譲受人も同じく野地町在住の方です。譲受人の経営状況は13,416㎡で労力人は1人。申請理由は経営規模拡大となっています。10月23日に甲斐会長と現地調査を行いました。申請地は水田に囲まれた農地で、地域との調和要件等問題ないと判断しました。皆様のご審議をお願いいたします。</p>

議 長	次に、整理番号2番から4番について、委員番号3番、松田宗史委員より説明をお願いします。
松田委員	委員番号3番の松田です。整理番号2番についてご説明します。10月26日に松田推進委員と譲受人で現地調査を行いました。農地の所在は舞野町で畑が1筆の416㎡です。譲渡人、譲受人ともに舞野町在住の方です。今回の申請地は親の代に売買していたようですが、登記が変更されていなかったことが分かり、今回改めて農地法の申請を行うに至ったようです。申請地に隣接する畑を譲受人が所有しており、地域との調和要件等何も問題ないと判断しました。皆様のご審議をお願いいたします。 引き続き、3番、4番案件についてご説明します。この2つの案件は農地の交換案件となります。私、酒井推進委員、農地を交換する当事者2名の計4名で立会いを行いました。交換する農地の所在は細見町で畑となります。それぞれが隣接地で耕作しており、土地を有効活用するための交換とのこと。整理番号4番の土地につきましては、今回の譲受人でなければ耕作できない位置に存在しておりました。地域との調和要件についても特に問題ないと判断しましたので、皆様のご審議をお願いいたします。
議 長	次に、整理番号5番について、委員番号5番、緒方武彦委員より説明をお願いします。
緒方委員	おはようございます。委員番号5番の緒方です。整理番号5番についてご説明いたします。農地の所在は北方町うそ越で田が2筆の合計1,057㎡です。譲渡人、譲受人ともに北方町の同地区の方です。10月24日に甲斐推進委員、譲受人、私とで現地調査を実施しました。譲受人は今回の申請地に隣接する農地で耕作しており、ベテランの農家になります。後継者も居り、地域との調和要件につきましても何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議をよろしくをお願いいたします。
議 長	次に、整理番号6番について、委員番号13番、貫藍委員より説明をお願いします。
貫委員	おはようございます。委員番号6番の貫です。整理番号7番についてご説明いたします。農地の所在は川島町で畑が1筆の343㎡です。譲渡人は稲葉崎の方で、譲受人は川島町在住の方です。譲渡人は譲受人の姉にあたり、以前から農地の管理は譲受人がしていたとのことでした。譲受人の経営状況は5,137㎡で労力人は3人。申請理由は贈与となります。10月25日、私と吉田推進委員、譲受人の3人で現地調査を行いました。譲受人は今後も露地栽培を行いながら営農する予定とのこと、地域との調和要件については問題ないと判断しましたので、皆様のご審議をお願いいたします。
議 長	最後に、整理番号7について、委員番号15番、菊池光雄委員より説明をお願いします。
菊池委員	委員番号15番の菊池です。整理番号7番についてご説明を申し上げます。農地の所在は北方町曾木地区で畑2筆の合計1,715㎡です。譲渡人は北方町曾木地区の方で、譲受人は北方町曾木地区の87歳の女性の方です。高齢ではありますが、申請者本人も元気に農作業に従事しており、また後継者も定年退職し一生懸命農業をしております。10月23日に甲斐正太郎推進委員と譲受人の後継者とともに現地調査を行いました。地域地の調和要件については問題ありません。今回の申請地は譲受人の所有する農地の隣接地になります。何ら問題ないと判断しましたので、皆様のご審議をよろしくをお願いいたします。

議 長	次に、判断根拠の説明を事務局よりお願い致します。
事 務 局	<p>はい。それでは事務局より判断根拠をご説明致します。配布しています農地法第3条調査書の13ページから19ページをご覧下さい。調査書の農地法第3条第2項第1号から第6号までは事前に事務局の方で調査済みで問題ありませんでした。</p> <p>なお、3番案件と4番案件につきましては、一体的な農地の利用を目的とした農地の交換ですが、農地を交換することで4番案件の譲受人の耕作面積は30アールの別段面積をわずかに下回ります。しかしながら、調査書16ページの第2項第5号に記載のとおり、4番案件の農地は譲受人が耕作している農地と一体化して利用しなければ利用困難な農地であり、現在、譲受人が耕作していることから、農地法施行令第2条第3項の農地の権利移動の不許可の例外に該当し問題ありませんでした。</p> <p>また、第7号につきましては、ただ今、各委員から現地調査の結果報告がありました。地域との調和要件など問題無いとの事なので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上でございます。</p>
議 長	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>何かございませんか。</p>
委 員	異議なし。
議 長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。
委 員	(挙手)
議 長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。</p> <p>続きまして議案第23号、農用地利用集積計画の決定について提案いたします。この案件につきましては、委員番号8番、大戸委員と関連がございますので、大戸委員の退席後の審議といたします。大戸委員の退席をお願いいたします。</p> <p>(大戸委員退席)</p> <p>それでは事務局より説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>はい。それでは議案第23号の農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。議案書は10ページとなります。農地の貸人や借人と農地の所在については議案書に記載のとおりで、10年間の賃借権の設定となっております。借人は地域の担い手として果樹を中心に農業をされており、今回の農地につきましては、果樹が栽培されている農地で営農を拡大する計画で賃借権を設定するものです。</p> <p>計画内容については農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>何かございませんか。</p>

片伯部委員	17番片伯部です。本件で借賃が物納となっておりますが、畑で物納になる場合、何を借賃として納品するのでしょうか。
事務局	はい。お答えさせていただきます。本件につきましては、申請地でミカンを栽培しているとのことで、具体的にはミカン70kgを物納するとのことでした。以上でございます。
片伯部委員	わかりました。
遠田推進委員	推進委員の遠田です。本件では市で受付ける形で利用集積計画が立てられていますが、現在、中間管理機構を介した集積を推進している中で、なぜ通常の利用集積計画となっているのか理由がございましたら知りたいのですが。
総合農政課	総合農政課です。片伯部委員のご質問にもあったとおり今回は物納での申請となっておりますが、品目がミカンとのことでした。農地中間管理事業につきましては、金納か物納か選択できるのですが、物納の場合、米に限定されてしまいます。ミカンでの物納が困難であったため、今回こちらの手法での権利設定をお勧めさせていただいた次第です。以上です。
遠田推進委員	ありがとうございます。
議長	他に何かございませんでしょうか。
委員	異議なし。
議長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。
委員	(挙手)
議長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。大戸委員の入室をお願いします。 (大戸委員入室)
事務局	続きまして議案第24号、農用地利用集積計画の決定について提案いたします。この案件は農地中間管理機構分です。それでは事務局より説明をお願いいたします。 はい。それでは議案第24号の農用地利用集積計画の決定について農地中間管理機構分を説明いたします。議案書は12ページから25ページとなります。貸人と農地の所在については議案書に記載のとおりで、借人はすべて公益社団法人宮崎県農業振興公社です。契約内容につきましては、5年間または10年間の使用貸借権及び賃借権となっております。この案件は農地中間管理機構である宮崎県農業振興公社に中間管理権を取得させ、取得後に公募した借り受け希望者に貸し付けを行う案件です。計画内容については農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審議をお願いいたします。
議長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はご

	<p>ございませんか。</p>
片伯部委員	<p>委員番号17番、片伯部です。25ページの整理番号54番についての質問です。貸人が神奈川県在住となっておりますが、借賃が10aあたり60kgの玄米を物納となっております。こちらはどのように納品するのでしょうか。</p>
総合農政課	<p>お答えいたします。土地の所有者は神奈川県在住なのですが、親戚が北方町に在住とのことで、そちらに納品させていただくこととなっております。以上です。</p>
片伯部委員	<p>わかりました。</p>
議長	<p>他に何かございませんか。</p>
松田(宗)委員	<p>よろしいでしょうか。18ページの整理番号26番以降、使用貸借権の設定となっておりますが無償の契約のようですが間違いはないでしょうか。何か理由があるのでしょうか。</p>
総合農政課	<p>お答えいたします。整理番号26番以降は地域案件となっております。この後、協議案件としてお話させていただくこととなりますが、これらの農地は地域の農事組合法人もしくは地域の認定農業者の方へ配分する予定です。これらの受け手に農地を集中して集めて、その後特定農作業受委託契約を行うという特殊な取り扱いを行うこととなっております。もちろん土地の所有者の方からご了解を頂いた形で話を進めさせていただいております。</p>
松田(宗)委員	<p>わかりました。</p>
議長	<p>他に何かございませんか。</p>
高橋委員	<p>委員番号9番の高橋です。以前、伊形地区の農事組合法人において中間管理権を設定する際に、所有地を中間管理権設定後に自作に戻るような配分はできないとの話を聞きました。問題ないのでしょうか。</p>
総合農政課	<p>出し手の農地を中間管理機構が預かり、担い手となる法人等に配分するという一方で、農地中間管理権の設定としては問題ないとの回答を得ております。</p>
高橋委員	<p>農地を個人から集めて、中間管理機構を通して法人が農地を預かり、それを農地の出し手に受委託を行うという手法ではだめであると当初言われていたと思いますが。</p>
総合農政課	<p>農地中間管理権の設定につきましては、県や中間管理機構に相談しながら話を進めさせていただいております。少なくとも今回の案件については問題なく集積となるとのことでした。ただ年々手法が変わってきているということもございますので、高橋委員の地元で当時中間管理事業を導入しようとしたころと状況が変わっていることも考えられます。</p>
高橋委員	<p>確かに基準の見直し等は必要なことかと思いますが、地域をあげて集積を進めようとするなかで、これほど頻りに基準や要件が変わってしまうと、現場では集積を進めることができません。その点をきちんと考え、ある程度は筋道を立てていくようお願いいたします。</p>

議 長	総合農政課の方でその点等機構に確認し、高橋委員に連絡していただいてよろしいでしょうか。
総合農政課	はい。確認して高橋委員にご連絡したいと思います。
高橋委員	よろしく申し上げます。
議 長	他に何かございませんか。
委 員	異議なし。
議 長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。
委 員	(挙手)
議 長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。
菊池委員	<p>続きまして、議案第 25 号、農地法第 5 条の許可申請について提案いたします。この案件は県に進達する分です。それでは、整理番号 1 番について、委員番号 15 番、菊池光雄委員より説明をお願いします。</p> <p>委員番号 15 番菊池です。整理番号 1 番についてご説明申し上げます。農地の所在は北方町南久保山地区で、畑 1 筆の 188 ㎡となっています。譲渡人は北方町南久保山地区在住の方で、譲受人は出北 1 丁目在住の方です。双方は親子関係にあたり申請理由は一般住宅の建設です。10 月 23 日に私、甲斐正太郎推進委員、事務局、県の担当、使用借人の代理の方と現地調査をさせて頂きました。本件は 188 ㎡の転用となっておりますが、次のページの図面を見ていただければわかるかと思いますが、既存の宅地と合わせる形で一般住宅の建設になります。何ら問題ないと判断したところでございます。皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議 長	次に、整理番号 2 番について、委員番号 19 番、佐藤純子委員より説明をお願い致します。
佐藤委員	委員番号 19 番の佐藤です。整理番号 2 番についてご説明いたします。所在は松山町で田 1 筆の 247 ㎡です。次ページの図面を見て頂けたらわかるかと思いますが、申請地の北に宅地が隣接しており、駐車場として利用したいとのことでした。譲渡人は大貫町の方で、譲受人は岡富町の方です。10 月 23 日に譲受人の代理人と私、黒田推進委員、県担当 2 名、事務局で現地確認を行いました。特段支障はないと判断したところでございます。皆様のご審議をお願いいたします。
議 長	次に「農地区分」について、事務局より説明をお願い致します。
事 務 局	<p>はい。農地区分につきましてご説明致します。整理番号 1 番につきましては、第 2 種農地となっています。第 2 種農地の転用につきましては、付近に第 3 種農地が無い場合など、原則許可となるため立地基準に問題ないと判断いたしました。</p> <p>また、道路法や建築基準法にもとづく協議が行われ支障なしとの判断がなされ、申請地は以前から建物がありましたが、既に撤去、整地がされており宅地への転用として追認申請による始末書も提出されており許可相当と判断いたしました。</p>

<p>議 長</p>	<p>次に整理番号2番につきましては、第1種農地となっています。第1種農地の転用につきましては、原則不許可となっておりますが、申請地周辺は家屋が連なりそれらに接続して駐車場として利用する計画であることから、第1種農地の例外規定である集落接続に該当し、立地基準に問題ないと判断いたしました。</p> <p>また、道路法や建築基準法に基づく協議が行われ支障なしとの判断がなされており、営農上、周辺農地への影響は無いと思われ、転用の実行性や計画内容につきましても妥当であり、許可相当と判断いたしました。以上で説明を終わります。ご審議をお願いいたします。</p>
<p>委 員</p>	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>何かございませんか。</p> <p>異議なし。</p> <p>異議なしという事なので、この許可申請につきましては県に進達致します。以上で議案の審議は終了します。引き続き報告事項について事務局よりお願い致します。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>それでは、事務局より報告事項についてご説明いたします。はじめに報告第13号、農地法第4条の届出についてご説明いたします。この報告は自己所有農地の転用となっています。議案書の30ページに記載されています。全部で4件の届出があり、田が2筆の382㎡、畑が2筆の566㎡、合計4筆の948㎡の転用となっております。</p> <p>次に報告第14号、農地法第5条の届出についてご説明いたします。この報告は権利の移動を伴った農地転用です。議案書の32ページから33ページに記載されています。全部で9件の届出があり、田が2筆の747㎡、畑が7筆の2,033㎡、合計9筆の2,780㎡の転用となっております。</p> <p>次に、報告第15号、農地法第18条第6項の通知についてご説明いたします。この報告は権利設定の合意解約分です。議案書の35ページから36ページに記載されています。7件の届出があり、田が14筆の5,674.63㎡の合意解約となっております。</p> <p>最後に、報告第16号、農地法第3条の3第1項の届出についてご説明いたします。この報告は包括遺贈や相続により農地の権利を取得した届出です。議案書の38ページから41ページに記載されています。</p> <p>全部で9件の届出があり、田が32筆の19,187㎡、畑が28筆の9,907.91㎡、合計60筆の29,094.91㎡となっています。この届出の内容につきましては議案書に記載のとおりですが、現況が農地以外になっている土地につきましては、文書等で指導していきたいと考えております。以上で報告を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今、事務局より報告がありましたが、報告内容について、ご質問はございませんか。</p>
<p>高橋委員</p>	<p>議案書の38ページに包括遺贈という文言がございますが、これはどのようなものになるのか教えていただきたいのですが。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>血縁関係にある妻子等の法定相続人に、死後に財産の権利を移すことを相続ということは皆様ご存じかと思えます。それに対して遺言を通して法定相続人以外の第三者等にも財産の処分権限を委ねることを遺贈といいます。今回の報告では包括遺贈となっておりますので、財産の処分権限すべてについて遺言を通して第三者等に委ねたということになりま</p>

	す。
高橋委員	分かりました。
議長	他にございませんか。
委員	ありません。
議長	それでは次に協議案件に入ります。協議第5号、延岡市農業振興地域整備計画の変更に係る意見について総合農政課より説明をお願いします。
総合農政課	総合農政課より協議第5号、延岡市農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてご説明します。この案件につきましては数か月前に、農業委員会総会において協議し、農振を除外することについて承認を頂いた農地となります。場所につきましては25ページに記載しております。北浦町の29筆、合計10,782㎡です。水産加工会社が移転を行うということで、農振の除外手続きが完了しておりました。地元との同意については口頭でとっていたようですが、文書等での確約を得ていたわけではなかったとのことです。最終的に地元の同意が得られなかったために水産加工会社が撤退することとなったようです。工場が建設されることはなくなりましたので、一度農振から除外した農地について再度編入手続きするものとなります。以上です。
議長	ただ今、説明がありました。説明内容についてご質問はございませんか。
委員	異議なし。
議長	それでは、案件番号1番について農用地区域に編入するというところでよろしいでしょうか。
委員	はい。
議長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。
委員	(挙手)
議長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。それでは次に、協議第6号、農用地利用配分計画(案)について総合農政課より説明をお願いします。
総合農政課	協議第6号農用地利用配分計画(案)についてご説明いたします。こちらは先ほど議案第24号で審議して頂いた農用地利用集積計画についての配分計画(案)についてのご説明となります。資料は46ページからになります。まずは個別案件からご報告させていただきます。資料は47ページから50ページです。こちらは所有者25名から49筆36,657㎡を集積し、資料に記載の借受者に5年ないし10年の貸付けを行うものです。賃料につきましては無償、金納、物納の3種類がございます。それぞれ両者合意のもと条件等確認して契約を交わしております。 次に曾木地区についてご説明いたします。資料は51ページから56ページになります。29人の所有者から79筆73,067㎡を集積し、地域の担い手に貸し付ける案件となっております。こちらにつきましても賃料、期間、水利費等すべて同意のもと資料を作成しております。

<p>議 長</p>	<p>所有者 54 名、筆数 128 筆、合計 109,724 m²の配分計画（案）になります。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>ただ今、説明がありましたが、説明内容についてご質問はございませんか。</p> <p>ないようですので、最後に協議第 7 号、植林に伴う農地転用の扱いについて協議しますが、9 月 28 日の定例農業委員会終了後、第 1 回の検討委員会を開催し、植林に伴う農地転用の扱いについて検討しました。</p> <p>検討内容につきましては、延岡市農業委員会に関する検討委員会の設置規程第 5 条に基づき、委員長は会議で決した計画を、直近の定例農業委員会において報告するものとなっております。</p> <p>先ず、委員長から会議報告を行って頂き、その後、事務局の説明を受けて、協議に入りたいと思います。</p> <p>それでは、井本みつよ委員長より、第 1 回検討委員会の報告をお願いします。</p>
<p>井本委員</p>	<p>令和 2 年 9 月 28 日、第 1 回延岡市定例農業委員会に関する検討委員会を開催しましたので、検討事項についてご報告いたします。</p> <p>第 1 回検討委員会につきましては、検討委員総数 17 名中 16 名の出席があり、延岡市農業委員会に関する検討委員会の設置規定第 4 条第 2 項の規定による過半数に達しましたので有効に成立しました。</p> <p>検討内容は植林に伴う農地転用の扱いについてということで協議を行いました。</p> <p>杉やヒノキなど人工的に植林している農地については農地転用として扱うべきところですが、数十年間放置され、雑木ばかりのところも転用にあたるのかといったことについて検討を行いました。</p> <p>検討委員会としては、人の手により自主的に植林された土地は転用であり、庭木の販売目的で植えていたが、手が入らず木だけ大きくなっている農地もあるので、植えさせないように周知等を検討した上で、農業委員、農地利用最適化推進委員ともに共通の見解を持ち業務にあたるという意見になりましたので報告します。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今、井本委員長の報告が終わりました。次に事務局より植林に伴う農地転用の扱いについて補足の説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>はい。資料は議案書の 58 ページ、59 ページをご確認ください。先ほど井本委員長から報告がございましたが、これまで皆様が農地パトロール等実施した際に植林されている農地を目にしたことがあるかと思います。基本的には農地を農地以外の用途に転換する際は転用が必要なのですが、10 年以上耕作放棄され、とても農地へ回復することが困難な場合などについては非農地証明願で対応する場合もあり、一度、延岡市としての考え方を整理する必要があるのではないかと今回協議していただいたところでございます。</p> <p>59 ページに記載しておりますが、人為的に農地を農地以外の用途に転換する行為は農地転用の扱いとなります。当然植林も農地転用の扱いとなります。一方、時間経過に伴い雑木や竹などが自然に茂り、農地の様相を呈していない場合は非農地証明願の扱いとなります。とは言いましても実際に現地を確認した際に転用と非農地どちらで運用するべきか判断に困る場面も想定されますので、農業委員及び農地利用最適化推進委員並びに事務局で現地調査を行い、その結果に基づき申請することとなるかと思えます。</p> <p>本日配布しております写真を確認していただければ実際にイメージも掴めるかと思いますが、上の写真 2 枚は農地転用ということで実際に杉が植えられているものとなります。下の写真が、自然に雑木が生えているところで、非農地証明願いとしての取り扱いになります。ただし、あくまで農地は耕作することが前提ですので、植林を勧めるものでは</p>

	<p>ないという点についてはご理解の上での対応をお願いいたします。当然、非農地証明願っても転用も農振農用地では行うことはできません。</p> <p>このあと協議し承認を頂ければ、来月以降の案件については今回ご説明申し上げました考え方に基づき、意思統一のもと運用したいと考えております。以上です。</p>
議 長	事務局の説明が終わりました。説明内容についてご質問はございませんか。
花畑委員	委員番号 16 番の花畑です。植林は転用であるという認識は理解しております。しかし実際に中山間地で生活する者として、植林により明らかに農地として利用することが不可能となってしまった土地が存在していることも現状です。たとえ過去に植林された農地でも 20 年ですとか長期にわたり農地として用いられず、今後も営農が明らかに不可能なところについては、非農地判断も行えるように県等に働きかけて頂けるとうれしく思います。よろしくお願ひしたいところです。
議 長	事務局いかがでしょうか。
事 務 局	本件につきましては、実は平成 28 年頃にも議論した件となります。花畑委員のおっしゃっていることもわかります。土地所有者にとっては、非農地証明を行っても転用も行っても、結論としては農地という地目が山林・原野に変わるという点に違いはございません。結論に至るための手法の違いではございますが、人の意思により計画をもって実行したのか。時間の経過に伴い、森林・原野の様相を呈してしまったのか。この点につきましてはきちんと線引きをしたうえで、転用と非農地の判断をし、皆様と共通の認識で対応していきたいというのが今回の提案となります。ご理解いただけますようお願い申し上げます。
議 長	花畑委員よろしいでしょうか。
花畑委員	はい。理解はできております。
事 務 局	皆様にきちんとご理解して頂きたいのは、あくまでも農地ということを前提にお願いしたいと思います。先ほども申しましたが、植林をすればどこでも転用できるというわけではございません。転用可能な農地かどうかを確認した上での申請となりますので、ご注意くださいようお願いします。
原田委員	すみませんよろしいでしょうか。私は前期の会長として 3 年ほど県の常設審議会に行きました。植林については県央、県南ではよく出てくる案件でした。農地と知らずに植林してしまった場合の申請には必ず始末書がついておりましたし、ほとんどは周囲を山林に囲まれた土地などの申請でした。事務局の話にもありましたが、植林の転用がどこでも行えるわけではないという点について申し添えさせていただきます。
議 長	他にございませんか。 ないようですので、質疑も終わりましたので採決を取りたいと思います。承認される方は挙手をお願い致します。
委 員	(挙手)
議 長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。 なお、この植林に伴う農地転用の扱いにつきましては、11 月の議案から適用となります

が、地域の方から相談を受けた場合には、事務局にも相談しながら対応して頂くようお願いいたします。

以上を持ちまして第4回、定例農業委員会のすべてを終了いたします。

この後、農業振興公社の農地中間管理事業の売買事業の説明会がありますのでよろしくお願いいたします。

以上、会議の顛末を記した記録に相違ないことを認めここに署名する。

会 長 甲 斐 壽 徳

5 番 緒 方 武 彦

16 番 花 畑 志良一